

固定電話発・携帯電話着の 利用者料金設定事業者について

2016年11月4日
総務省
総合通信基盤局

固定電話発・携帯電話着の利用者料金の設定について

- **利用者料金の設定を行う**(いわゆる「利用者料金設定権」*を持っている)事業者については、**基本的に事業者間の協議により決められている。**
- 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該協議が調わない場合には、電気通信事業者は、総務大臣による裁定を申請することができる(電気通信事業法第35条第3項)。**総務省は、裁定申請事案を契機に開催された「料金設定の在り方に関する研究会」の検討結果を踏まえ、中継接続・IP固定電話発携帯電話着の通話について、裁定申請がなされた場合の方針として、平成15年6月に「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」を公表。**

*利用者料金設定権: 接続に関する複数の電気通信事業者の間の合意に基づき、便宜上、利用者料金の設定が一の事業者に委ねられている事実を指すにすぎないものであって、利用者料金設定権者である電気通信事業者が一方的に他の電気通信事業者が取得すべき金額を決定する権限まで持つことを含意するものではない(2002年11月電気通信事業紛争処理委員会答申)

加入電話(00XYをダイヤルしない場合)・公衆電話 →携帯電話事業者が料金を設定



主な基準

- ・ ネットワーク構造からみたコストや接続を実現するための**主要な機能**を提供している事業者が料金設定。
- ・ **顧客を獲得した(利用者が選択した)事業者**が料金設定。

中継接続(00XYをダイヤルする場合) →中継事業者が料金を設定



中継事業者が料金設定とする理由

- ・ **競争促進の観点**からは、複数事業者が利用者料金の設定を行うこととなり、競争が促進され、**料金の低廉化・多様化**に資する。
- ・ **利用者利益の観点**からは、**発側利用者が自己の判断により、どの事業者の提示する料金を支払うかを選択**することが可能。**顧客獲得努力を積極的に行うことが想定**される中継事業者も料金設定を行うことで、**事業者による周知活動が積極的に行われるようになる。**

IP固定電話発信(中継接続を含まない) →発信側事業者が料金を設定



IP電話事業者が料金設定とする理由

- ・ **競争促進の観点**からは、IP電話事業者の**顧客獲得・維持のための努力に報いることができるため、事業活動の意欲を促進。**
- ・ **電気通信の健全な発達**の観点からは、IP電話の普及促進に資する。
- ・ **利用者利益の観点**からは、IP電話事業者が利用者の**形態・要望を把握しやすく、これに応えることで、サービスの継続的な利用の確保につながり、利用者にとって選択の範囲を拡大し、料金の低廉化・多様化が促進。**

【料金設定権に係る経緯】

2002年	7月	直収電話発携帯電話着の場合の利用者料金設定権の帰属等について、平成電電株式会社(当時)が総務大臣に裁定を申請。
	9月	総務大臣から電気通信事業紛争処理委員会(当時)に諮問。
	11月	電気通信事業紛争処理委員会から総務大臣への答申。また、接続における適正な料金設定が行いする仕組みを検討・整備すべきと勧告。総務大臣から、7月に申請のあった事案について、 発側事業者である直収電話事業者が利用者料金を設定することが適当である旨裁定。
	12月	電気通信事業紛争処理委員会からの勧告を受け、「料金設定の在り方に関する研究会」を開催。
2003年	6月	同研究会の報告書の公表。同報告書を踏まえた「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」の公表。

固定電話発・携帯電話着通話料金

- 固定電話発・携帯電話着の通話料金については、携帯電話事業者の設定料金よりも、中継事業者や発信側事業者による設定料金の方が概ね低額となる傾向。
- 携帯電話事業者の設定料金については、2011年当時と現在とを比較しても、NTT東日本による設定料金よりも概ね高額となる傾向。 ※NTTドコモが設定する料金については、2011年当時と比較して料金が引き下げられている。

○ NTT東日本・西日本の加入電話発・携帯電話着の一般的な料金
(携帯事業者又は中継事業者が料金設定)

3分当たりの通話料金 (平日昼間、区域内、税抜)		着信側		
		NTTドコモ	au(KDDI)	ソフトバンク
携帯事業者が設定する料金	NTT東日本・西日本	60円	90円	120円
中継事業者が設定する料金	NTT東日本(0036)	48円	52.5円	52.5円
	NTT西日本(0039)	51円	54円	60円
	KDDI(0077)	49.5円		
	NTTコミュニケーションズ(0033)	49.5円		
	ソフトバンク(0088)	54円		
	楽天コミュニケーションズ(0038)	54円		
	アルテリアネットワークス(0060)	54円		

※ 中継事業者に付した4桁の番号は、選択中継サービスを利用する際の事業者識別番号（発信時に、携帯電話番号の前に当該番号を付すと中継事業者が設定するユーザ料金が適用される。）を表す。

○ その他固定系電話サービス発・携帯電話着の一般的な料金(発信側事業者が料金設定)

3分当たりの通話料金 (平日昼間、区域内、税抜)	着信側		
	NTTドコモ	au(KDDI)	ソフトバンク
NTT東日本(ひかり電話)	48円	52.5円	
NTT西日本(ひかり電話)	48円	54円	
KDDI(auひかり電話サービス など)	48円	46.5円	48円
ソフトバンク(おとくライン など)	75円		

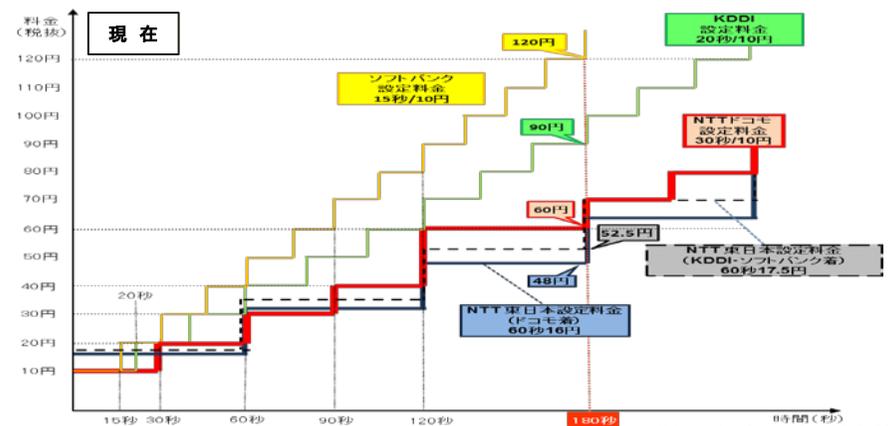
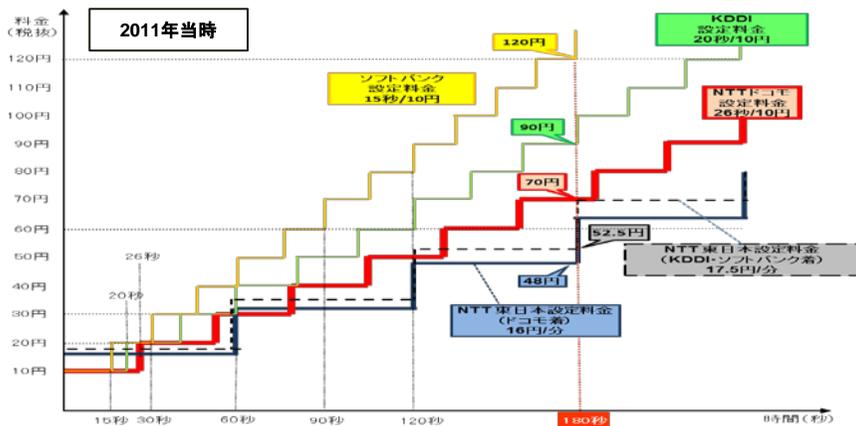
(参考) 公衆電話発・携帯電話着料金比較(携帯事業者が料金設定)

10円で平日昼間にかけられる通話時間	着信側		
	NTTドコモ	au(KDDI)	ソフトバンク
公衆電話	15.5秒	11.5秒※	9.5秒
(参考) 3分間通話した場合の料金	120円	160円	190円

※ 同一の地域内にかけた場合

○ NTT東日本の加入電話発・携帯電話着料金比較

3分当たりの通話料金(平日昼間、区域内、税抜)



(出典：各社ホームページから総務省作成)

【検討の視点】IP網への移行に伴う固定電話発・携帯電話着の利用者料金設定事業者の在り方

提案募集やヒアリングの結果、これまでの検討経緯等を踏まえ、「固定電話発・携帯電話着の利用者料金設定事業者」について、検討の視点を以下のとおり整理。

- **利用者料金の設定を行う事業者については、基本的に事業者間の協議により決められている。**
- 例えば、NTT東日本・西日本の加入電話・公衆電話発携帯電話着の利用者料金については、事業者間の合意により、携帯電話事業者側が料金設定を行っている。
- 総務省では、中継接続・IP固定電話発携帯電話着の場合の利用者料金設定の在り方について、電気通信事業者からの総務大臣裁定申請を契機に検討を行い、当該検討の結果を踏まえて発表した「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」(平成15年6月発表)において、総務大臣裁定申請がなされた場合には、中継接続については中継事業者が料金設定し、IP固定電話発携帯電話着(中継接続を含まない)の通話については発信側であるIP電話事業者が料金設定するといった考え方により裁定を行う方針を示している。
- NTTは、固定電話網のIP網への移行に伴い、これまでPSTNに具備していた「事業者毎料金設定機能」は、IP網移行後は具備しない考えを表明し、公衆電話発の通話について、発側のNTT東日本・西日本が料金設定することに見直すべき、また、メタルIP電話発の通話についても他のIP電話と同様に、発側のNTT東日本・西日本が料金設定することに見直すべきとの考え方を表明している。
- 「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」では、IP固定電話発携帯電話着(中継接続を含まない)の通話について、利用者による選択を重視して、IP電話事業者が料金設定とする裁定基準を示したが、移行後のIP網に関しては、公衆電話発・メタルIP電話発携帯電話着の利用者料金について、同方針の考え方も参照しつつ、電気通信市場の変化の状況なども踏まえながら、まずは事業者間における議論・検討が進められて行くことが**適当ではないか。**

【検討の視点】IP網への移行に伴う固定電話発・携帯電話着の利用者料金設定事業者の在り方

主な意見

※「固定電話網の円滑な移行の在り方に関する提案募集」(本年2月10日～3月10日)に寄せられた主な意見及び電話網移行円滑化委員会ヒアリング(本年4月14日～5月13日)を踏まえた事業者等・団体への質問に対する主な回答

- **公衆電話や「固定電話」から携帯電話等への通話は、現在、着側の事業者がそれぞれ独自の料金を設定しているため、それを実現するための事業者毎料金設定機能をNTT東西のPSTNに具備しているが、移行後のIP網において同等の機能を具備するためには、SIP上で料金レートを事業者間で流通させるための標準化や、それに基づいた開発がNTT東西及び料金設定する事業者が必要となり、また事業者間精算等を複雑にすることになるため、IP網への移行に合わせて本機能は具備しない考え。**
IP網への移行後は、公衆電話発の通話料金については、着側の事業者が自ら即時に課金・収納することができないため、発側の事業者が料金設定することに見直すべきであると考え。また、即時課金ではない**「固定電話」発の通話料金についても**、IP網への移行に合わせて、他のIP電話の場合と同様に、**発側の事業者が料金設定することに見直すべき**であると考え。
 今回の総務省における検討では、**事業者毎料金設定機能についてはIP網では具備しないことを早期に整理し、ユーザ料金の料金設定権に関する事項については、まずは事業者間の協議に委ねていただきたい。**(NTT)
- **IP網では、現状の固定電話網(PSTN)で実施している3社間以上の接続を前提にした複雑な事業者間精算方式(発/中継/着事業者、料金設定事業者ごとに精算)やそれを実施するために必要な情報(区域内外料金区分・時間別料金区分・柔軟課金等)を利用した精算を実施する必要性までは感じておらず、シンプル化することには賛同。**
 IP網に適した接続形態に関する事業者間での議論の結果を踏まえ、IP網移行後においては、シンプルかつコストミニマムな相互接続を実現する観点から、**固定電話発の料金設定権を発側事業者に移行することはやむを得ないと考えるが、ユーザ料金の料金設定権の在り方や具体的な精算方式(従量制/定額制等)については、各事業者間で議論・検討を深めていくことが必要。**(NTTドコモ)
- 今回のNTT東・西のPSTNのIP網への移行と、利用者料金設定の在り方には直接の関係はないと理解。
IP網への移行に伴って、現在の料金設定権の帰属を維持することが技術的に困難となることが明らかになった場合は、改めて事業者間で議論することが適当。
 公衆電話発の通話であっても、国際通話のように発信者のダイヤルによって料金設定事業者と単金が変わる場合は、事業者毎料金設定機能が具備されなくとも、着側料金設定による課金が可能。国際電話以外の通話については、事業者毎料金設定機能が実装されなければ、料金設定権を発側に移行する必要性が生じるものと考え。(KDDI)
- **利用者料金設定の在り方については、事業採算性に大きな影響を及ぼす可能性もあるため、慎重な議論が必要。**また、通話の種類ごとにサービスの継続と接続料の精算方法を考慮し検討する必要があるため、携帯電話着だけでなく、00XY等発側に料金設定権のないサービスについても同様に検討すべき課題であると考え。
 本来、機能の実装がコスト、開発面から懸念があるということが、料金設定権を発側(NTT東西)に移行する根拠とはならない。(ソフトバンク)
- 現在サービス提供事業者が料金設定権を持つ0AB0等のサービスについては、利用者保護の観点から、IP網移行後も引き続きサービス提供事業者が**料金設定権を持つべき**と考える。(NTTコム)